

## 障害者地域生活サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法の施行を踏まえ、障害者が地域で生き生きと暮らすため、障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源として、その活用を図り、もって、障害者の地域生活移行を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 障害者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施主体は、市町村（政令市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

2 市町村は、サポート事業を適切に実施できると知事が認める社会福祉法人等に行わせることができる。

### (サポート事業の内容)

第3条 サポート事業は、次の各号に規定する事業をいう。

#### (1) バックアップ推進事業

ア 社会福祉法人等が、NPO法人等の運営基盤が脆弱なグループホーム等の運営について、バックアップ体制を確保し、世話人等の支援技術の向上を図る等の援助体制を確保し、もって、入居者の生活水準を高めるとともに、グループホーム等の運営の安定及び質の向上を図るための事業で、知事が認めるものをいう。

イ バックアップ支援事業に主に従事する社会福祉法人等の職員（事業実施責任者）は、社会福祉主事任用資格を有する者で、当該事業を適切に実施できる者とする。

ウ バックアップ支援事業の実施期間は、12月以内とする。ただし、市町村長が必要と認めた場合は、この限りではない。

#### (2) グループホーム等地域生活移行推進事業

ア 社会福祉法人等が入所施設等の利用者に対して行う当該施設等から地域のグループホーム等へ住まいの場を移行するための支援及び移行後の支援を行う事業で、知事が認めるものをいう。

イ グループホーム等移行推進事業に主に従事する社会福祉法人等の職員（移行推進員）は、社会福祉主事任用資格を有する者、又は障害者施設での実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者とする。

ウ 補助期間は、移行のための支援と移行後の支援を合わせて12月以内とする。ただし、移行のための支援のみの場合は6月を超えることができない。

#### (3) 就労等基盤整備推進事業

ア ジョブコーチ・就労援助センターとの協力の下に職場開拓・職場実習時の

支援等を行う事業をいう。

イ 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員は、社会福祉主事任用資格を有し、かつ障害者施設での実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者とする。

ウ 補助期間は利用者1人あたり3月以下とする。

#### (4) 単独型短期入所促進事業

身近な地域の障害福祉施設等で短期入所の促進を図ることを目的とするもので、「神奈川県単独型短期入所実施要領」に基づき、通所施設等において行う、宿泊を伴う短期入所事業をいう。

#### (5) 通所体験事業

ア 障害者等に一連のサービスを体験させることで、自己の障害に適応した施設の選択を可能にする目的とした、在宅障害者の通所サービス体験利用の受入れを実施する事業をいう。

イ 事業者は体験利用者に応じた体験内容を記載した計画書を作成すること。

ウ 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員は、社会福祉主事任用資格を有する者、又は障害者施設での実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者を担当者とする。

エ 利用者は市町村がそのサービスを受けることが適切と認めるもので、過去に同施設でサービスを受けていない者とする。

オ 補助期間は利用者1人あたり1ヶ月を上限とする。

#### (6) 障害者地域余暇活動支援事業

障害者に対する理解の促進及び共に支えあう地域を構築することを目的として社会福祉法人等がその施設又は周辺地域で実施し、地域住民が参加して定期的に行われる事業で、知事が認めるものをいう。

#### (7) 医療的ケア訪問支援事業

施設から地域へ生活移行した障害者に対して、地域で安心して生活することを目的に、障害者個々の状況を把握している障害者施設に従事している医師等職員（医師、看護師、理学療法士、作業療法士）が、施設から地域へ生活移行した障害者を対象に専門的ケアを行う事業をいう。

#### (8) グループホーム・ケアホーム設置促進事業

ア グループホーム・ケアホームを開設する事業者に対して、グループホーム・ケアホームに適した住居にするために行うバリアフリー化等の改修工事等の事業をいう。

イ ホーム利用者のうち、一定割合（50%以上）のホーム所在地利用者を含むこととする。ただし、市町村長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(9) グループホーム等利用者地域支援事業

ア 地域生活移行の促進のため、入所施設等からグループホーム・ケアホームに生活の場を移行した障害者に対して支援を行うものをいう。

イ 地域生活を始めた障害者でグループホーム・ケアホーム等を生活の場としている者に対して、家賃補助を行う。

ウ 補助期間は地域生活を始めてから1年間とする。

(10) ケアホーム介護支援事業

ケアホームを所有する事業者で介護支援の向上を図るため、国基準以上の職員配置をした場合、補助を行う事業をいう。

(11) 地域交流等支援事業

地域住民の障害者への理解が深まるよう交流等を通じて相互理解を促進する事業で、知事が認めるものをいう。

(12) 地域防災拠点事業

ア 民間社会福祉施設を災害時の緊急避難場所として活用するため、必要な物品の整備等を行う事業をいう。

イ 地域住民にも利用できる緊急避難場所とすること。

(13) 在宅障害者緊急通報システム事業

ア 緊急通報システムを整備し、在宅障害者の生活を24時間体制で支援する事業をいう。

イ 施設等と地域で生活する利用者の中で24時間連絡がとれる状態であること。

ウ 施設等は緊急な事態が想定されるとき、速やかに対応できる体制をとること。

(14) 一般保育体験事業

ア 障害児を集団生活に適応を図る目的で、一般児の保育園に定期的に通園させる事業をいい、障害児が一般児の保育園及び幼稚園に定期的に通園する際、障害児が属する施設等の職員が、引率及び保育園等で補助等を行う事業をいう。

イ 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員（事業実施責任者）は、社会福祉主事任用資格を有する者であり、当該事業を適切に実施できる者とする。

(15) グループホーム・ケアホーム体験事業

ア 入所施設等から地域生活移行を予定している障害者に対して、グループホーム・ケアホームを一定期間入居させる体験事業をいう。

イ 体験利用者に応じた体験内容を記載した計画書を作成すること。

ウ 本事業に従事する職員は、グループホーム等で実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者を担当者とすること。

エ 利用者は市町村がそのサービスを受けることが適切と認めるものとする。

オ 補助期間は利用者1人あたり3ヶ月を上限とする。

(16) 生活環境改善支援事業

- ア 入所施設において、個室（ユニット）を設置し、生活環境をより地域での生活環境に近づけることを目的とした支援を行う事業をいう。
- イ 補助対象は、施設から地域生活移行を予定している利用者、及び強度行動障害等で個室での支援が必要とされる利用者とする。
- ウ 居室は個室とし、原則10人程度を単位とした、日常生活を送る上で必要な設備が設けられていること。
- エ 指定基準に定める人員基準の他に、常勤換算方法で1名以上の人員を配置すること。

(17) 自立生活訓練棟支援事業

- ア 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所が、居宅生活に必要な設備を設けている個室等において、自立生活訓練計画に基づき地域生活移行に向けた支援を行う事業をいう。
- イ 指定基準で定める人員基準の他に、自立生活訓練の職務に従事する人員を常勤換算方法で1名以上配置すること。
- ウ 本事業を実施する際の居室は、次に掲げる基準に適合していること。
  - (ア) 原則として個室とすること。
  - (イ) 通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。
- エ 事業を実施においては、6月間の自立生活訓練計画を作成するとともに、当該自立生活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

(18) 特別援護支援事業

- ア 法に触れる行為を行い、社会復帰に向けた支援を必要とする障害者に対し支援を行う事業をいう。
- イ 補助対象は、保護観察中の障害者、「心神喪失者等医療観察法」による入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者、及び市町村長が特別な援護を必要と認める障害者への支援とする。
- ウ 指定基準で定められた人員基準の他に、常勤換算方法で1名以上の人員を配置すること。

(19) 重度重複障害者個別支援事業

- ア 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた者に対し、個々の障害に適した支援を行う事業をいう。
- イ 指定基準で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

(20) 行動障害者支援事業

- ア 行動障害等のため、日常的に多くの支援を要する者で、障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち別紙の行動関連項目（9項目）の合計点数が、5点以上

の利用者に対し、個々の障害に適した支援を行なう事業をいう。

イ 指定基準で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

(21) 医療的ケア支援事業

ア 最重度の知的障害及び1級の肢体不自由の身体障害手帳を所持し歩行が困難であり、日常的に医療行為が必要な者や、気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろう、糖尿病の管理等のため、看護職員による医療的支援を必要とし、重度の障害を有するものに対し、医療支援を行なう事業をいう。

イ 看護職員を常勤換算で1人以上配置すること。

(22) 遷延性意識障害者個別支援事業

ア 次のうち、5つ以上に該当する者に対し、支援を行なう事業をいう。

(ア) 自力での移動が不可能であること

(イ) 意味のある発語を欠くこと

(ウ) 意思疎通を欠くこと

(エ) 視覚による認識を欠くこと

(オ) 原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること

(カ) 排泄失禁状態であること

イ 看護職員を常勤換算で1人以上配置すること。

2 前項のうち、(2)、(4)、(5)、(9)、(10)、(13)、(15)及び(16)から(22)の事業については、利用者ごとに住所地特例市町村が行うこととする。

3 第1項のうち、(15)の事業については、市町村の支給決定を受け、共同生活介護サービス費及び共同生活援助サービス費の補助対象になっている者は本事業の補助対象にしないこととする。

4 第1項のうち、(19)から(22)の事業については、次のとおりとする。

(1) 利用者一人に対し、複数の事業対象にはできないこととする。

(2) 入所支援施設については、利用者1人に対し、1日あたり1回のみ算定とする。

(3) 「社会福祉施設利用者処遇費補助金」の対象となっている利用者については、本事業の対象にしないこととする。

(事業の届出)

第4条 サポート事業を実施しようとする社会福祉法人等は、事業実施届(第1号様式)を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する事業実施届を取りまとめ、事業開始の前月の末日までに知事に提出するものとする。

(変更等の届出)

第5条 サポート事業を実施する社会福祉法人等は、当該事業を変更、中止又は廃

止したときは、速やかに事業変更（中止・廃止）届（第2号様式）を市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項に規定する事業変更（中止・廃止）届を受理したときは、速やかに知事に提出するものとする。

（実施状況の届出）

第6条 支援事業を実施する社会福祉法人等は、事業終了後、速やかに事業実施状況届（第3号様式）を市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項に規定する事業実施状況届を取りまとめ、速やかに知事に提出するものとする。

（経費の補助）

第7条 サポート事業に係る県の補助については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県障害者地域生活移行支援事業実施要綱」は平成19年3月31日付けで廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別紙

(20) 行動障害者支援事業にかかると行動関連項目

B 2 項目群

		0.25点	0.5点	0.75点	1点
7-ト	こだわり		ときどきある		ある
7-ナ	多動・行動停止	まれにある	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
7-ニ	不安定な行動	まれにある	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
7-ヌ	自ら叩く等の行為	まれにある	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
7-ネ	他を叩く等の行為	まれにある	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
7-ノ	興味等による行動	まれにある	月1回以上	週1回以上	ほぼ毎日
7-ハ	通常と違う声	まれにある	週1回以上	日に1回以上	日に頻回
7-ヒ	突発的行動	まれにある	週1回以上	日に1回以上	日に頻回
7-ホ	反復的行動		ときどきある		ある

注) 1 障害程度区分3以上の者を対象とする

2 各項目の該当する症例の点数を合算して、5点以上となる者を対象とする

○ 障害者地域生活サポート事業単価表

事業名	補助額
1 バックアップ推進事業	グループホーム等1ヶ所 500千円/年 ※ただし、事業が1年に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に事業日数（1月未満は1月とする）を乗じて得た額とする。
2 グループホーム等地域生活移行推進事業	移行者1人あたり 35,500円/月
3 就労等基盤整備推進事業	1日あたり 8,940円
4 単独型短期入所促進事業	利用者1人あたり 3,200円/日
5 通所体験事業	利用者1人あたり 8,940円/日
6 障害者地域余暇活動支援事業	1法人あたり 1,000千円/年 ※ただし、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合は、対象経費の実支出額とする。
7 医療的ケア訪問支援事業	医師1人あたり 24,780円/日 看護師等1人あたり 9,480円/日
8 グループホーム・ケアホーム設置促進事業	1施設あたり 5,000千円 ※ただし、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合は、対象経費の実支出額とする。
9 グループホーム等利用者地域支援事業	(利用者1人あたり) 家賃の1/2 (上限30,000円/月)
10 ケアホーム介護支援事業	利用者1人あたり 29,060円 ※ホーム所在地に住所地特例の住所をもつ利用者を対象とする。

事業名	補助額
11 地域交流等支援事業	1 法人あたり 1,000千円/年 ※ただし、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合は、対象経費の実支出額とする。
12 地域防災拠点事業	1 法人あたり 1,000千円/年 ※ただし、対象経費の実支出額が基準額を下回る場合は、対象経費の実支出額とする。
13 在宅障害者緊急通報システム事業	利用者1人あたり 5,000円/月
14 一般保育体験事業	1日あたり 8,940円
15 グループホーム・ケアホーム体験事業	利用者1人あたり 3,500円/日
16 生活環境改善支援事業	利用者1人あたり 41,390円/月
17 自立生活訓練棟支援事業	(施設外敷地内) 利用者1人あたり 3,700円/日 (施設外敷地外) 利用者1人あたり 4,690円/日
18 特別援護支援事業	利用者1人あたり 4,400円/日
19 重度重複障害者個別支援事業	利用者1人あたり 3,300円/日
20 行動障害者支援事業	利用者1人あたり 3,300円/日
21 医療的ケア支援事業	利用者1人あたり 3,160円/日
22 遷延性意識障害者個別支援事業	利用者1人あたり 4,900円/日